

徳島県告示第六十号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和六年一月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

- 1 化学名 ニー（エチルアミノ）ーニー（三ーヒドロキシフェニル）シクロヘキサンーーオン（通称 HXE、Hydroxetine）及びその塩類
- 2 化学名 Nーエチルー四ーヒドロキシーNープロピルトリプタミン（通称 四ーH OーEPT）及びその塩類
- 3 化学名 エチルⅡ三、三ージメチルーニー（一ーペンチルー一Hーインダゾールー三ーカルボキシアミド）ブタノアート（通称 EDMBーPINACA）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和六年一月二十六日